

当せん金付証券法の一部を改正する法律案要綱

- 一 生活保護法上の被保護者は、当せん金付証券を購入してはならないこと。  
(第六条第八項関係)
- 二 この法律は、生活保護法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。  
(附則関係)

◎当せん金付証券法の一部を改正する法律案新旧対照表

○当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（当せん金付証券の売買） 第六条〔略〕 2～7〔略〕</p> <p>8  生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者は、当せん金付証券を購入してはならない。</p>	<p>（当せん金付証券の売買） 第六条〔略〕 2～7〔略〕 〔新設〕</p>